



2 ざいりゅうきかんこうしん ざいりゅうしかくへんこう えいじゅうきよかしんせい しかくがいかつどうきよか さいにゅうこく 許可、在留資格更新、在留資格変更、永住許可申請、資格外活動許可、再入国 許可、在留資格取得

にほん す えいじゅうきよか 2-5 日本に ずっと 住みたいとき(永住許可)

にほん す にゅうこくかんりきよく えいじゅうきよか えいじゅうきよか
日本に ずっと 住みたいとき、ちかくの 入国管理局に 永住許可を たのんで ください。永住許可を
えん しゅうにゅういんし
もらうとき 8,000円(収入印紙)を はらいます。

えいじゅうしゃ ざいりゅうきかん ざいりゅうしかく か にほん にほん
永住者は 在留期間や 在留資格を 変えなくても ずっと 日本にいたることが できます。でも、日本から
で さいにゅうこくきよか いちど にほん はい きよか
出るとき 再入国許可(「もう一度 日本に 入ってもいいです」という許可)が あります(※)。

※パスポートと ざいりゅう にほん で ねんいなく え さいにゅうこくきよか
在留カードを もっている人は、日本から 出て 1年以内に 帰ってくるとき、再入国許可は
いりません。

にゅうこくかんりきよく き
くわしいことは、ちかくの 入国管理局で 聞いて ください。